

令和3年度（2021年度）

熊本県における事務の的確・適正な
執行の確保に関する評価報告書に
係る審査意見書

熊本県監査委員

令和3年度(2021年度)熊本県における 事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書に係る審査意見

「熊本県監査基準」に準拠し、地方自治法第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和4年(2022)年9月1日

熊本県監査委員	藤井一恵
同	竹中潮
同	高木健次
同	増永慎一郎

1 審査の対象

「令和3年度(2021年度)熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書」

2 審査の着眼点

監査委員による令和3年度(2021年度)熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書(以下「評価報告書」という。)の審査は、熊本県知事が作成した評価報告書について、熊本県知事による評価手続に沿って適切に実施されたか、事務の的確・適正な執行の確保に関する制度(以下「制度」という。)の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか、といった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

評価報告書について、熊本県知事及び評価部局から報告を受け、「熊本県監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン(平成31年3月総務省公表)の「監査委員による内部統制制度評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めたうえで、審査を行った。また、監査において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続の一部に不適切な事項があり、評価手続に係る記載は一部相当ではないが、当該事項を除いた範囲においては、評価結果に係る記載は相当であると考えられる。

(指摘事項)

監査において確認したところ、昨年度と同様に、職員への制度の周知不足を原因とするリスク発生報告書の提出漏れが一部の所属で発生していることが確認されたが、いずれも重大な不備には該当しないことを確認した。導入から2年が経過し、制度として定着しつつあるが、評価手続が適正に行われるよう、改めて職員一人ひとりへの制度の意義の周知を徹底し、より効果的な制度となるよう取り組んでいただきたい。